



県 章

滋賀県公報

平成 27 年 (2015 年)
3 月 25 日
第 3979 号
水 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県立総合保健専門学校学則の一部を改正する規則 (健康医療課)	1
※滋賀県立看護専門学校学則の一部を改正する規則 (健康医療課)	1
※滋賀県森林組合法施行細則の一部を改正する規則 (森林政策課)	2
○ 公 告	
市街地再開発組合設立認可公告 (都市計画課)	2
○ 環 境 事 務 所 告 示	
土壤汚染対策法第11条第2項の規定による一部の指定の解除 (甲賀)	2
○ 公 安 委 員 会 公 告	
技能検定員審査および教習指導員審査実施公告 (運転免許課)	3

規 則

滋賀県立総合保健専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月25日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第19号

滋賀県立総合保健専門学校学則の一部を改正する規則

滋賀県立総合保健専門学校学則 (昭和52年滋賀県規則第14号) の一部を次のように改正する。

第12条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者

第12条第8号中「と同等以上の」を「に準ずる」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたもの

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

滋賀県立看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月25日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第20号

滋賀県立看護専門学校学則の一部を改正する規則

滋賀県立看護専門学校学則 (昭和49年滋賀県規則第14号) の一部を次のように改正する。

第13条第5号を削り、同条第6号中「学校教育法施行規則」の右に「 (昭和22年文部省令第11号) 」を加え、同号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者

第13条第8号中「と同等以上の」を「に準ずる」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたもの

付 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 25 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第21号

滋賀県森林組合法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県森林組合法施行細則（昭和53年滋賀県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項および第 9 条第 5 項中「宅地建物取引主任者資格登録」を「宅地建物取引士の登録」に改める。

付 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

公 告

市街地再開発組合設立認可公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第 1 項の規定により、市街地再開発組合の設立を認可した。

平成27年 3 月 25 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 組合の名称 長浜駅東地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間 平成27年 3 月から平成29年 3 月まで
- 3 施行地区 長浜市北船町 3 番街区の一部
(施行地区に含まれる地域の名称)
長浜市北船町20番 1 の一部、98番 2、98番 3、100番、100番 1、長浜市北船町字殿町106番、106番 3、108番 5、108番 6、108番 7、長浜市北船町字中鞆105番、105番 1、105番 2、105番 4、105番 7 の一部、105番16、105番20、285番、285番 3、285番 6、285番 7、285番 8、285番11、285番12、長浜市南呉服町字中鞆308番13、308番14、308番 15、308番16、308番17、308番18の一部、308番19の一部、308番20、309番、309番 4、309番 5、309番 8、309番 9、309番10、309番12、310番、310番 1
- 4 事務所の所在地 長浜市元浜町 7 番 5 号
- 5 設立認可の年月日 平成27年 3 月10日
- 6 事業年度 毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日まで
- 7 公告の方法 事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは、官報に掲載する。
- 8 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 平成27年 4 月24日

環 境 事 務 所 告 示

滋賀県甲賀環境事務所告示第 1 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2 項の規定により、平成26年滋賀県甲賀環境事務所告示第 1 号により指定した形質変更時要届出区域の一部の指定を解除する。

平成27年 3 月 25 日

滋賀県甲賀環境事務所長 青 山 誠 司

- 1 指定を解除する区域の所在地 次に示す土地の一部の区域 甲賀市甲賀町鳥居野字中山谷121番15
- 2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第 1 項の基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類 砒 素およびその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

公安委員会公告

技能検定員審査および教習指導員審査実施公告

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イの規定に基づく技能検定員審査および同法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成27年3月25日

滋賀県公安委員会委員長 宮川孝昭

1 技能検定員審査

(1) 審査の種類 技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第1条各号に規定する技能検定員審査

(2) 審査の実施日

ア 第1回

筆記審査 平成27年5月7日(木)

実技審査 平成27年5月7日(木)から同月19日(火)までの日(土曜日および日曜日を除く。)のうち、滋賀県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の指定する日

イ 第2回

筆記審査 平成27年7月13日(月)

実技審査 平成27年7月13日(月)から同月24日(金)までの日(土曜日、日曜日および祝日を除く。)のうち、公安委員会の指定する日

ウ 第3回

筆記審査 平成27年10月5日(月)

実技審査 平成27年10月5日(月)から同月16日(金)までの日(土曜日、日曜日および祝日を除く。)のうち、公安委員会の指定する日

(3) 審査の場所 守山市木浜町2294番地 滋賀県警察本部交通部運転免許課

(4) 審査の対象者 次に掲げる者とする。

ア 新たに技能検定員審査を受けようとする者

イ 技能検定員資格者証の交付を受けた者で、当該技能検定員資格者証に係る種類以外の種類の技能検定員審査を受けようとするもの

(5) 審査申請の手続

ア 申請の方法 所定の申請書に必要事項を記入し、写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)を貼付し、受審者が直接提出先へ持参すること。なお、その際に、次に掲げる技能検定員審査の種類に応じ、それぞれに定める運転免許証等を提示すること。

(ア) 大型自動車免許、中型自動車免許もしくは普通自動車免許または大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許もしくはけん引免許(以下「特定第一種免許」という。)に係る技能検定員審査 当該審査に用いられる自動車を運転できる免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証

(イ) 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査 大型自動車第二種免許に係る運転免許証および技能検定員資格者証(大型)

(ロ) 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査 大型自動車第二種免許または中型自動車第二種免許に係る運転免許証および技能検定員資格者証(中型)

(ハ) 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る運転免許証および技能検定員資格者証(普通)

イ 申請書の提出先 守山市木浜町2294番地 滋賀県警察本部交通部運転免許課

ウ 申請書の添付書類等 技能検定員審査等に関する規則第17条または附則第3条の規定により審査細目の一部が免除されることとなる者は、技能検定員資格者証の写しその他免除の対象者に該当することを証する書面を申請書に添付すること。

エ 審査手数料の納付 次に掲げる技能検定員審査の種類に応じ、それぞれに定める額の審査手数料を滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納付すること。

(ア) 大型自動車免許または中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者 23,450円(審査細目の一部が免除される者については、23,450円から滋賀県警察関係事務手数料条例(平成12年滋賀県条例第32号)

別表第 7 (以下「別表第 7」という。)の注 2、注 3 または注 4 に定めるところにより減ずるべき額を減じた額)

- (イ) 普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者 19,650円 (審査細目の一部が免除される者については、19,650円から別表第 7 の注 2、注 3 または注 4 に定めるところにより減ずるべき額を減じた額)
- (ロ) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者 14,500円 (審査細目の一部が免除される者については、14,500円から別表第 7 の注 2、注 3 または注 4 に定めるところにより減ずるべき額を減じた額)
- (ハ) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者 21,700円 (審査細目の一部が免除される者については、21,700円から別表第 7 の注 2 または注 3 に定めるところにより減ずるべき額を減じた額)

オ 申請の受付日時

- (ア) 第 1 回の審査 平成 27 年 4 月 16 日 (木) から同月 24 日 (金) までの日 (土曜日および日曜日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- (イ) 第 2 回の審査 平成 27 年 6 月 25 日 (木) から同年 7 月 3 日 (金) までの日 (土曜日および日曜日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- (ロ) 第 3 回の審査 平成 27 年 9 月 3 日 (木) から同月 11 日 (金) までの日 (土曜日および日曜日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

2 教習指導員審査

- (1) 審査の種類 技能検定員審査等に関する規則第 10 条第 1 項各号に規定する教習指導員審査

- (2) 審査の実施日

ア 第 1 回

筆記審査 平成 27 年 6 月 8 日 (月)

実技審査 平成 27 年 6 月 8 日 (月) から同月 19 日 (金) までの日 (土曜日および日曜日を除く。)のうち、公安委員会の指定する日

イ 第 2 回

筆記審査 平成 27 年 8 月 17 日 (月)

実技審査 平成 27 年 8 月 17 日 (月) から同月 28 日 (金) までの日 (土曜日および日曜日を除く。)のうち、公安委員会の指定する日

ウ 第 3 回

筆記審査 平成 27 年 11 月 9 日 (月)

実技審査 平成 27 年 11 月 9 日 (月) から同月 20 日 (金) までの日 (土曜日および日曜日を除く。)のうち、公安委員会の指定する日

- (3) 審査の場所 守山市木浜町 2294 番地 滋賀県警察本部交通部運転免許課

- (4) 審査の対象者 次に掲げる者とする。

ア 新たに教習指導員審査を受けようとする者

イ 教習指導員資格者証の交付を受けた者で、当該教習指導員資格者証に係る種類以外の種類の教習指導員審査を受けようとするもの

- (5) 審査申請の手続

ア 申請の方法 所定の申請書に必要事項を記入し、写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルのもの) を貼付し、受審者が直接提出先へ持参すること。なお、その際に、次に掲げる教習指導員審査の種類に応じ、それぞれに定める運転免許証等を提示すること。

- (ア) 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許または特定第一種免許に係る教習指導員審査 当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許 (仮運転免許を除く。)に係る運転免許証
- (イ) 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査 大型自動車第二種免許に係る運転免許証および教習指導員資格者証 (大型)
- (ロ) 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査 大型自動車第二種免許または中型自動車第二種免許に係る運転免許証および教習指導員資格者証 (中型)
- (ハ) 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る運転免許証および教習指導員資格者証 (普通)

イ 申請書の提出先 守山市木浜町2294番地 滋賀県警察本部交通部運転免許課

ウ 申請書の添付書類等 技能検定員審査等に関する規則第17条または附則第3条の規定により審査細目の一部が免除されることとなる者は、教習指導員資格者証の写しその他免除の対象者に該当することを証する書面を申請書に添付すること。

エ 審査手数料の納付 次に掲げる教習指導員審査の種類に応じ、それぞれに定める額の審査手数料を滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納付すること。

(ア) 大型自動車免許または中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者 14,950円（審査細目の一部が免除される者については、14,950円から別表第7の注5、注6または注7に定めるところにより減ずるべき額を減じた額）

(イ) 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者 11,800円（審査細目の一部が免除される者については、11,800円から別表第7の注5、注6または注7に定めるところにより減ずるべき額を減じた額）

(ロ) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者 9,400円（審査細目の一部が免除される者については、9,400円から別表第7の注5、注6または注7に定めるところにより減ずるべき額を減じた額）

(ハ) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者 12,750円（審査細目の一部が免除される者については、12,750円から別表第7の注5または注6に定めるところにより減ずるべき額を減じた額）

オ 申請の受付日時

(ア) 第1回の審査 平成27年5月21日(木)から同月29日(金)までの日（土曜日および日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(イ) 第2回の審査 平成27年7月30日(木)から同年8月7日(金)までの日（土曜日および日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(ロ) 第3回の審査 平成27年10月22日(木)から同月30日(金)までの日（土曜日および日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

3 問い合わせ先および審査申請書用紙の請求先 滋賀県警察本部交通部運転免許課 守山市木浜町2294番地（電話077-585-1255）

審査申請書用紙の郵送を希望する場合は、封筒の表に「指導員等審査申請書用紙請求」と朱書き、返信用切手82円分を同封すること。

4 審査結果の通知等

(1) 審査結果の通知等 受審者に対して郵便等により審査結果を通知するとともに、合格者に対しては合格通知書を送付する。

(2) 審査結果の開示 滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号）第25条第1項の規定に基づき、次により、審査結果について口頭による開示請求をすることができる。

ア 受付の期間および時間 審査結果の通知の日から1か月間（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 受付および開示の場所 守山市木浜町2294番地 滋賀県警察本部交通部運転免許課

ウ 持参する書類等 開示請求する際、審査結果通知書および運転免許証の提示を求める。

エ 開示内容 審査細目ごとの得点

オ その他 開示する審査結果は、請求者本人のものに限る。また、電話による審査結果の問い合わせには応じない。

